

I F R S財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対する意見

2020年12月29日

株式会社日本取引所グループ
株式会社東京証券取引所

I F R S財団 御中

日本取引所グループ／東京証券取引所は、I F R S財団が公表した市中協議文書「サステナビリティ報告」（以下「市中協議文書」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

近年、我が国では、多くの投資家において、中長期的な視点で企業価値を評価する際に、事業活動の持続可能性（サステナビリティ）が重要視されている。また、上場会社においても、投資家を含むステークホルダーに対して、サステナビリティ報告を充実する動きが見られる。こうした状況を踏まえ、我々は、資本市場の運営者として、上場会社が行うサステナビリティ報告への取組を支援し、上場会社と投資家との間の対話を促進しているところである。

こうした立場から、我々が重要と考えている点は、以下のとおりである。

I F R S財団の役割（質問1及び質問9）

サステナビリティ報告における主要な報告対象者は、投資家をはじめとする資本市場の参加者であるべきと考えており、財務報告の領域において高い評判と信頼を得ているI F R S財団が、サステナビリティ報告に関する基準設定主体を新たに設置するという提案を支持する。

サステナビリティ基準審議会（S S B）の構成メンバー（質問3）

S S Bの設置に当たっては、S S Bの構成メンバーに、E S G領域を専門に活動する人材だけでなく、財務諸表作成者や投資家など資本市場の主要な参加者を含めることが必要と考える。

S S Bが取り組むべき領域（質問7及び質問8）

S S Bが取り組むべきサステナビリティ報告について、気候変動がグローバルに共通した喫緊の課題であると理解している。それに加えて、気候変動以外の投資家にとって重要となり得る要素についても検討が必要と考える。

なお、我々は、IFRS対応方針協議会のメンバーとして、IFRS対応方針協議会がIFRS財団へ提出した市中協議文書に対する意見の内容に賛同しております、上記以外の質問に対する回答については、当該意見をご参照いただきたい¹。

我々は、サステナビリティ報告に関して、国際的に様々な枠組みが存在する中、IFRS財団において、統一的な報告基準が策定されることを期待している。

以上

¹http://eifrs.ifrs.org/eifrs/comment_letters//570/570_27160_TheIFRSCouncilOfJapanIFRSCouncilofJapan_0_IFRSCouncilofJapan.pdf